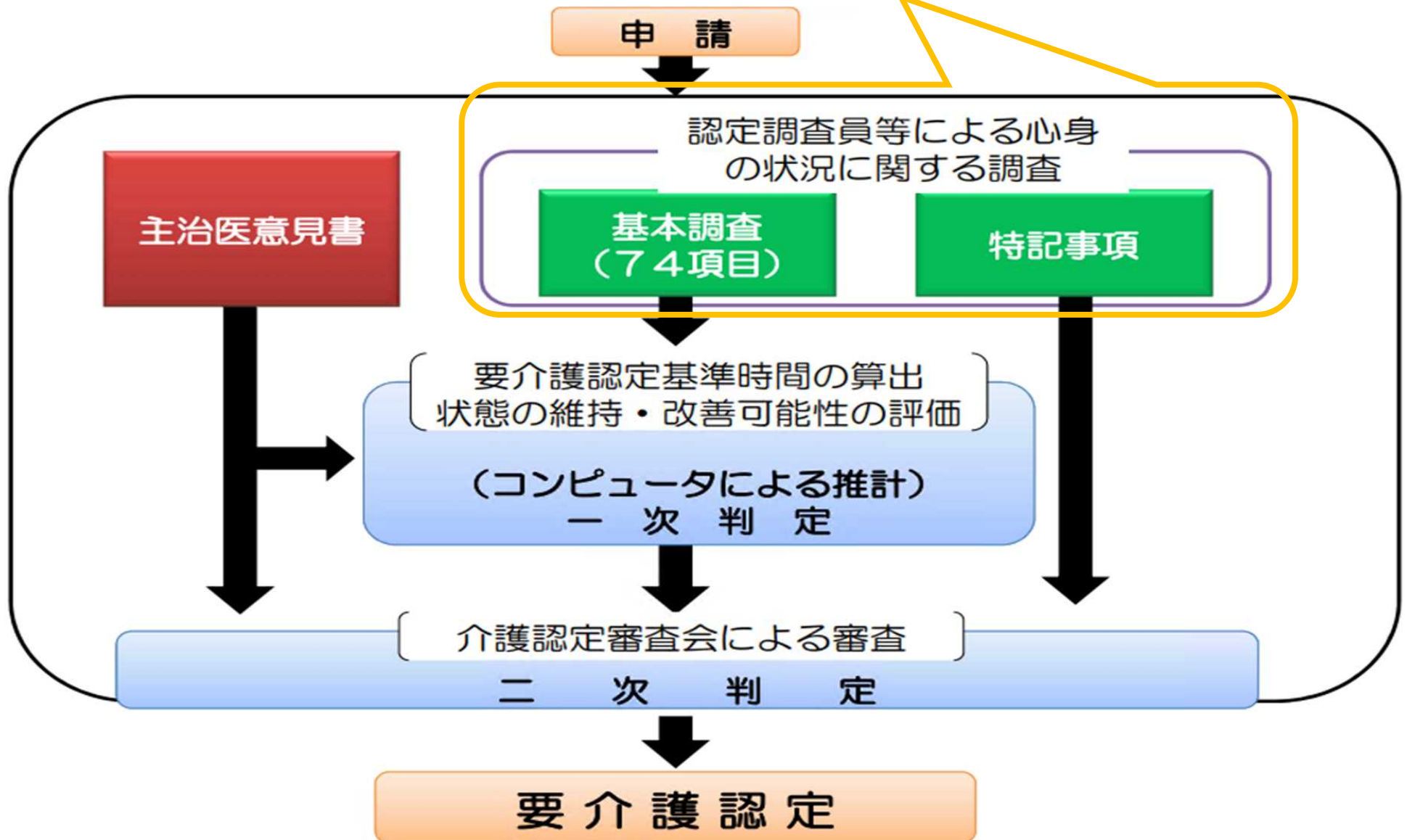


要介護認定の流れ

認定調査員による心身の状況に関する調査について、説明をしていきます。



要介護認定とは



趣旨

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。（一次判定）
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。（二次判定）
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。

- (1) 入院又は退院直後、施設入所直後など、**要介護者本人の身体状況、生活状況が安定しない中での認定調査は行えません。**
- (2) 訪問調査場所は原則、本人が生活をしている場（基本は住所地。入院（所）している場合は入院（所）先）です。

要介護認定調査を受ける事前準備

☑ 認定調査の質問項目を事前に確認しておきましょう。

◎厚生労働省が定める認定調査の質問項目は、下記に示してあります。
【認定調査の質問項目】認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）



☑ 普段の介護内容についてメモを取ってまとめておくことをおすすめします。

◎普段から入浴や食事などの日常生活において、どのような介助や介護を行っているかをメモしておきましょう。

◎要介護者が認知症である場合など、どのような行動があったかをメモしておきましょう。

☑ 既往歴や受診・入院歴などについてまとめておくことをおすすめします。

◎要介護者の過去の病気やけがなどのことも改めて確認しておきましょう。

☑ 生活の上で困っていることをまとめて、伝えやすくしておくことをおすすめします。

◎要介護者の考えと家族の考えが異なる場合もあるため、要介護者本人と家族の困りごとをまとめておきましょう。

◎なお、要介護者本人の前で言いにくいことについては、別室やお電話などで認定調査員にお話してください。

要介護認定調査の当日に心がけること

☑ 認定調査には要介護者だけでなく、必ず普段から介護をされているご家族も立ち会うようにしましょう。

◎ 要介護者本人の言葉も大切ですが、普段から介護をされているご家族からも日頃の要介護者のご様子を伺います。

☑ 「困っていること」や「気づいたこと」などを具体的に伝えましょう。

◎ 生活の上での困りごとや気づいたことについては、「Who（だれが）When（いつ）、Where（どこで）、What（なにを）、Why（なぜ）、How（どのように）」といったポイントを押さえて、伝えられるようにしましょう。

☑ 現状を正確に伝えましょう。

◎ 日頃の要介護者のご様子をオーバーに伝えたり、逆に控えめに伝えたりすると矛盾が生じて、再調査になる可能性があります。再調査になると、介護保険サービスの利用開始も遅れてしまうため、客観的に伝えることを心がけましょう。



要介護状態区分別の状態像



<参考>

平成14年度の老人保健健康増進等事業において、平成11年度からの要介護認定に関する研究や要介護認定結果の傾向を踏まえ、以下のような成果が報告されています。

要支援状態又は要介護状態については、おおむね次のような状態像が考えられます。

介護度	要介護認定等 基準時間	厚生労働省によるおおむねの状態定義
要支援1	25分以上32分未満	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう <u>手段的日常生活動作</u> について何らかの支援を要する状態
要支援2	32分以上50分未満	
要介護1	32分以上50分未満 (基準時間は要支援2と同様)	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	50分以上70分未満	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	70分以上90分未満	要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	90分以上110分未満	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	110分以上	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

◆要介護認定等基準時間

：コンピューターによって介護に必要な1日あたりの時間を推計したものであるため、実際に介護保険サービスが提供される時間ではありません。

◆日常生活上の基本的動作

：「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のこと。

◆手段的日常生活動作

：掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作のこと。